

# 「JAあいち中央における組織農業の展開と人づくりについて」

JAあいち中央 前常勤監事 安藤義美

## I JAあいち中央の概要

別添資料「平成24年度事業概要のご案内」参照

## II 集落農場をどのように進めたか

### 1 集落農場構想の構築にあたって

<歴史的背景>

<日本デンマークといわれる所以>

#### 1) 産業組合が全国に先駆けて発展した地域柄として

- ①農村農民教育者に恵まれていた。(山崎延吉) ⇒ リーダーの育成
- ②協同活動の先駆者がいた。(岩瀬和市) ⇒ 協同活動の先導役
- ③農業の研究・指導機関に恵まれていた。(愛知県農業試験場)
- ④行政の「農都安城」の強い思いがあり、全面的なバックアップがあった。  
(基盤整備事業)

#### 2) こうした先駆者の力によって、集落的共同の精神が醸成されてきた。

- ①農業経営形態の変化(単一経営→複合経営、多角経営など足腰の強い経営体の確立)
- ②共同出荷(スイカ、鶏卵)、施設の共同利用
- ③水稻の集団栽培(西尾敏男氏)
- ④集落組織として「農事部」、「実行組合」が設立され、集落の農業振興の推進母体として機能していた。農協、集落は一心同体であった。

#### 3) 昭和38年の安城市農協誕生を契機に

- ①組合員の農業投資を抑制させるため、共同利用施設として「安城市農協総合センター」を建設した。
- ②これからの土地利用型農業の担い手として、支店ごとに営農組合を組織した。  
「1集落1営農組合方式」<営農組合の概況：別紙の通り>
- ③農協は国の補助事業を活用して大型農業機械を導入し、営農組合に貸与した。  
営農組合の育成と大型農業機械の導入はセットで進めた。
- ④営農組合の経営規模拡大と安定化を図るため、「農協による農業経営受委託事業」に取り組んだ。これが、安城市における農地流動化の第一歩である。  
これにより、営農組合の経営規模拡大と兼業農家の安定兼業化が進んだ。  
また、農協に委託された農地の受け手は、営農組合員に限るとして受け手を限定した。今でいう担い手認定制度である。
- ⑤行政は「県営圃場整備事業」を積極的に進め、圃場の大型化、用排水分離が進んだ。  
営農組合の育成、圃場整備事業は同時進行で進められた。



圃場整備完了後の整地・耕起、代掻き、防除作業は営農組合に委託された。

- ⑥昭和44年ごろから本格的に始まった水稻の転作事業は集落の農業に大きな転機をもたらした。初めのうちは、農家個人で何とかこなせる面積であったが、次第に転作率も多くなり、もはや農家個々の対応では不可能となり、集落単位に転作を考えざるを得なくなり、行政、農協が一体となって転作の推進に取り組んだ。

そこで、各支店（集落）毎に転作委員会を立ち上げ、町内会長（中には農業委員など）を委員長に、農協支店長が事務局となって本格的に転作事業に対応する事になった。

そして、転作に取り組むなら転作を有効に活用しようと様々な施策をあみ出したのである。その施策として、「転作地の団地化」、「ブロックローテーション」、「とも補償制度」、「転作作物の統一」、「栽培管理の営農組合への委託」などを全国に先駆けて確立した。こうしたことによって多くの転作助成金を獲得したのである。

#### 4) この結果

- ①営農組合員の経営規模が拡大し所得の向上に結びついた。
- ②農家の中には、水田作は営農組合に任せ、キュウリ、梨、イチジク、畜産、花卉など他作物へ転換し農業所得の向上に結びついた農家も多く見られた。
- ③一方、他産業への就労を選択した農家は、高度経済成長の中で安定した農外収入を得るなど家計は安定した。

#### 5) 次へのステップとして

昭和38年以来20数年に亘り農協が主導となって様々なことを進めてきたが、20数年が経過するうちに以下のような次への課題が浮かび上がってきた。

- ①各支店ごとに営農組合を育成し、経営の方も安定してきたが、営農組合ごとを見ると「構成員の高齢化が進んでおり、この先が心配な集落もある」、「経営規模においても格差があり、経営の安定化が図れないでいる営農組合員もいる」こと
  - ②これまで、農協は地域の担い手として営農組合の育成に力を入れて、貸し手農家、一般的な農家は犠牲にされているとの意見もささやかれていること
- 以上のことから、集落の10年先、20年先を考えて対策を講ずる必要がある、専業農家も兼業農家も共に発展することを考える必要がある、これからは非農家も含めて集落の全員で集落の農業を守り、農地を守り、伝統文化を継承していく。そして集落のみんなが豊かになることが大切な課題と考えて、集落農場構想を進めることとした。

#### 6) 地域営農推進体制

- ①集落毎に農用地利用改善組合があり、集落の転作計画、農用地の利用計画を担当農用地利用改善組合長には、一部には農業委員などが当たるものの、そのほとんどは集落の町内会長が担った。



②農協支店長は、農用地利用改善組合の事務局、農務行政の推進役としての農務連絡員を担当するなど、地域農業振興のマネージャーとしての機能を担当

## 2. 集落農場をどのように進めたか（第一次：昭和63年度から6カ年の取り組み）

### 1) いま何故集落農場か

集落農場構築運動提案の背景（安城農業を取り巻く環境変化）

- ①農業労働力の高齢化と後継者不足（農家総貸し手時代の到来）
- ②営農組合員の高齢化と経営の不安定さから、集落担い手機能としての危惧
- ③低コスト時代への対応の必要性
- ④地域の都市化、混住化の進展
- ⑤集落内の多様なニーズへの対応
- ⑥集落機能の低下と農業・農地・集落に対する地域住民の関心の低下

### 2) 集落農場とは

農地の所有と利用の分離を基本に、集落を一つの農場として捉え、集落内の農地、人などの資源を将来の集落の農業・くらしの発展のためにどう活用するか、その利用方法を集落のみんなできちんと話し合い決め、実践していこうとするものです。そして、集落のみんなが良くなることを目指します。（目標は豊かなむらづくり）

### 3) 集落の農業のあり方と集落内での役割

- ① 専業農家に対して「やりがい農業」の確立  
専業農家 → 土地利用型農業の担い手、集落内農地の管理役
- ② 兼業農家に対して「楽しみ・いきがい農業」の展開  
兼業農家、高齢者、女性 → やりがい農業の協力者  
「所有農地70アールのうち、50アールは営農組合に任せ、残った20アールで70アール分の所得を上げよう！」
- ③ 非農家、地域住民に対して「ふれあい農業」の展開  
多様な担い手で集落の農業・農地を守る。  
非農家、地域住民 → 地域農業の盛り立て役（農業への参画、交流活動）

### 4) 進め方の基本

- ①集落の良さや特色を生かして
- ②集落にあった方法で
- ③集落の話し合いをもとに
- ④集落農用地利用改善組合が中心となって
- ⑤やれることから実践  
あくまでも、主役は集落であり、農協は仕掛け役、裏方に徹する。

## 5) 組織

### ①集落組織

- ・農用地利用改善組合
- ・支店営農振興委員会

### ②支援組織

- ・集落農場構築対策審議会（農協役員、大学教授、市役所、県農業改良普及所、農用地利用改善組合長代表）
- ・集落農場構築推進委員会（農協、市役所、県農業改良普及所）
- ・調査研究委員会（大学教授グループ、県農業改良普及所を中心）

## 6) 組織の役割

### ①集落組織（農用地利用改善組合、支店営農振興委員会）

- ・集落住民に対する集落農場構想の啓蒙（集会の開催、先進地研修会の実施など）
- ・集落営農振興計画、土地利用計画の策定

### ②支援組織

#### ◆集落農場構築対策審議会

- ・基本計画の審議決定
- ・進捗状況の審議

#### ◆集落農場構築推進委員会（実務者レベル）

- ・基本計画の策定
- ・推進方法の検討
- ・推進資材の作成
- ・推進メニューの策定
- ・集落への推進活動
- ・集落別説明会への参加
- ・むらづくり研究会の開催
- ・先進地研修会の実施

#### ◆調査研究委員会

- ・集落の実態調査の実施（現状把握し調査結果（課題・提案）を集落へ発表）

## 7) 当時の集落の概要（昭和63年度）

◆集落の数	33集落（農用地利用改善組合の数）
◆農協支店の数	24支店
◆集落規模（集落当たり）	農家戸数132戸 農地面積 107ha
◆営農組合の数	25営農組合（構成員 105人）
◆圃場整備率	98%
◆農地流動化面積	410.6ha（利用権設定率 11.1%）

## 8) 進め方

- ① 担当部署にて集落農場構築事業実施計画案の策定
- ② 集落農場構築事業実施の組織決定
- ③ 各組織の立ち上げ（集落農場構築対策審議会、集落農場推進委員会、調査研究委員会）
- ④ 調査研究委員会による現状と課題の把握



- ⑤ 推進用資材の作成（小冊子「集落農場のすすめ」、ビデオ作成）  
ビデオは農協バスに常設し、農協バス利用者には視聴を義務付けた。
- ⑥ 集落農場推進シンポジウム開催（集落代表、JA役員・支店長、生産部会役員）  
シンポジウムは毎年開催
- ⑦ モデル集落の選定（手あげ方式） 9集落を選定、重点集落とし重点的に指導に入り、その成果を周りの集落へ波及させる方式とした。
- ⑧ モデル集落の実態調査実施
- ⑨ 集落説明会の開催
- ⑩ 集落営農振興計画の作成（5カ年計画） 作成のための取り組みメニューの提示
- ⑪ 進捗状況確認のための集落代表者会議の開催（農用地利用改善組合長、JA支店長）
- ⑫ 集落研究会の開催（繰り返し行う）

9) 取り組みメニューの内容

取り組み項目	取り組み方策
農地の利用調整と有効利用	・土地利用計画の作成 ・作物別品種別団地化 ・経営・作業受委託の推進 ・輪作体系の確立
土地利用型農業の育成	・規模拡大（経営・作業・転作受委託） ・水田の面的集積 ・畦畔除去 ・協業、共同経営化 ・低コスト化技術の導入 ・麦、豆体系の確立など
特産品のブランド化	・イチジク、梨等特産品面積の拡大 ・産地担い手農家の育成 ・組織機能の充実 ・新規作物の導入
地域複合農業の確立	・有機質供給システムづくり ・耕種、園芸、畜産各部門間による相互補完
コミュニティ農場の創設	・集落農業公園 ・オーナー制農園 ・ふれあい農園 ・朝市の開設
集落機能の活性化	・収穫祭 ・感謝祭 ・郷土芸能の伝承

10) 集落営農振興計画書の様式 <別添資料参照>

集落営農振興計画書  
(平成元年度～平成5年度)

スローガン  
「  
」

<集落名>

## 1. 集落の概要

地域の地理的状況、農業の状況（農地・農家・農作物の過去15年間の推移）

## 2. 集落営農の現状と課題

- 1) 農地の利用調整と有効利用について
- 2) 土地利用型農業の育成について
- 3) 特産物のブランド化について
- 4) 地域複合農業の確立について
- 5) 地域活性化について

## 3. 集落営農の目標と方策

- 1) 専業農家・兼業農家に対する方向付け
- 2) 土地利用に対する基本的な考え方
- 3) 項目別目標と方策

①目標：平成5年度

②方策は、何を、誰が、いつ、どのように、の方式で記入

## 4. 集落営農の推進体制

### 1 1) 集落での実践事例

#### 1. 農地の利用調整と有効利用、土地利用型農業の育成

- ① 転作地の団地化、ブロックローテーション、とも補償制（全支店）
- ② 水稻品種別団地化（全支店）
- ③ 集落内農地一括委託方式の実施（三別支店）
- ④ 営農組合担当エリア制の実施（和泉支店ほか3支店）
- ⑤ 共同農場方式（志貴支店管内橋目集落）
- ⑥ 畦畔除去（三別支店ほか多数）
- ⑦ ヘリコプターによる水稻湛水直播栽培の実施（和泉支店ほか4支店）

#### 2. 特産品のブランド化

- ① イチジク栽培の拡大（赤松支店ほか2支店）
- ② 新規機能植物アマランサスの栽培（東端支店）
- ③ コミュニティー農場の開園（今村支店ほか2支店）
- ④ オーナー制農園の開園（里支店ほか1支店）
- ⑤ チャレンジ農園の開園（二本木支店）

#### 3. 集落機能の活性化

- ① 野菜栽培グループの育成・朝市の開設（箕輪支店ほか9支店）



## ② 集落景観作物の栽培（3支店）

### 3. 第2次集落農場構築事業（平成6年度～平成10年度）

#### 1) 新しい観点・・・広域的利用調整への取り組み

##### <広域的利用調整の必要性>

- ① 転作・・・転作・水稲品種別団地の設定など農地の利用調整に関して、出入り作農地の増加、農地の面的まとまりの必要性、隣接集落との境界の調整などの点から、一集落の範囲で考えることに困難性が生じてきたこと
- ② 農地の受委託に関して、担い手の受託能力、利用権の設定率など、各集落によって需給にアンバランスが生じてきたこと
- ③ 集落間で取り組みの格差が生じ始めてきたこと・・・といった事態が発生しており、農地の利用調整に関して一部集落の範囲を越えた「広域的な調整」が必要と考えられる。

##### <広域的利用調整の範囲>

- ① 隣接する複数の集落
- ② 北部・東部・南部・西部・桜井といったブロック
- ③ 安城市全域

##### <調整事項>

- ① 集落エリアと営農振興エリアとの調整
- ② 転作に関わる調整
- ③ 水稲品種別団地の設定に関わる調整
- ④ 農地の受委託に関わる調整
- ⑤ 農地の効率的利用に関わる調整
- ⑥ 担い手の育成確保に関する調整

#### 2) 推進方策

新たな局面を迎えつつも、その基本的な考え方、目指すところは第1次構想を継承する。

基本を継承しながらも

- ① 今まで取り組みがなされてきた事柄の更なる展開方向
- ② 取り組みが遅れていた事項の反省と課題 を十分検討し、更なる飛躍を目指す。

#### 3) 推進方法

推進方法は、第1次を踏襲し、平成6年から平成10年に亘る「集落営農振興計画」を作成し、その実現に向け取り組む。



#### 4. 集落農場の取り組みのその後（現状と課題）

##### 1) 計画の取り組み途中におけるJA合併

（平成8年4月に行政区域の異なる5JAが合併しJAあいち中央が誕生）

##### ① 農業振興方式（地域営農システム）の歴史的経過の異なるJA

- ・ JA安城市・・稲作を中心とした土地利用型農業の先進地帯であり農協、集落、行政が三位一体で何事も進めてきた。支店長は、農用地利用改善組合の事務局であり農務連絡員取り組みの範囲は、集落（JA支店）単位
- ・ JA碧南市・・県内を代表する園芸地帯であり、集落というよりはむしろ農協全域、生産部会を中心に農業振興が進められてきた。
- ・ JA刈谷市、JA高浜市、JA知立市  
どちらかといえば稲作を中心とした地帯であるが、市街化が進んでおり、農業振興面では消極的。市役所が中心に行ってきた。

##### ② 行政側の農業振興に対する温度差があった。

##### 2) 支店の統合（75支店から29支店に）

これまで、JA支店と集落が一体となって地域農業振興を図ってきた安城地区においては、25支店から12支店に統合されたことにより、集落のマネージャー的な役割りを果たしてきた支店長の掌握範囲が拡大し、加えて、人事異動により未経験の支店長が配属されるなどして、マネージャーとしての機能が低下してしまった。

また、1支店・1集落の関係であった形態から、1支店・複数集落の形態になってしまったことによって、農協と集落の連帯が希薄になってしまった。同時に、これまで三位一体の関係であった市役所、改良普及センターの関係も時代の流れから希薄になりつつある。

##### 3) 営農センター方式に（支店の経済担当者を引き上げ、金融・共済特化型支店に）

これまで、ほとんどの支店には、営農指導を含め経済事業を担当する男子職員が1名は配属され支店長の補佐を担っていたが、事業の合理化に伴い、経済担当職員は引き上げられた。そして、それに替わり営農センターが設置されたものの要員数や人材面、更には広範囲な支店をカバーしなければならぬ、当初、営農センターに期待した役割り機能が発揮されていない。

また、それぞれの集落も支店長に依存する度合いが極めて高かったため、何事も支店長（集落に行けば組合長）でなければという思いは今なお残っており、営農センターではカバーできない現状である。

##### 4) 農業振興における集落マネージャー的役割りとしての支店長の意識の変化

安城地区においては、現在もJA支店長が市より農務連絡員の委嘱を受け農務行政の一役を担い、また、集落においては農用地利用改善組合の事務局を担当しているが、複数の集落をまたいでいることや、複数の集落代表（農用地利用改善組合長）との調整を行わなければならない、かつてのような農業振興が進め難くなっている。

加えて、最近では、営農事業を全く経験したことのない金融・共済上がりの支店長が



大半を占めるようになり、支店が中心となった地域農業振興が難しくなっている。

#### 5) 農協合併により止まってしまった集落農場構想

農協合併後も、集落農場方式による農業振興の考え方で進めてきたが、安城方式が適合し難い地区、営農形態の違いもあり、計画は立てるもの思うようには動かなかった。

#### 6) 担い手農家（営農組合）の世代交代による受け手側の意識の変化

受け手としての担い手農家の世代交代が進み、これまでの「耕作させてもらう」から「耕作してやる」に意識変化が起こり、次第にわがままになってくるのではと危惧される。（受託地の選別、賃借料の引き下げなど）

#### 7) 地主農家の意識の変化（農業に対する無関心さの助長）

これまで、担い手農家の育成、経営安定化のため、利用権設定による農地の流動化を進めてきたが、このことが、土地持ち非農家を生み、農業に対する無関心さ、集落意識の低下を招いてしまったのではないかと心配している。（利用権設定農家5,000戸）

#### 8) 人、農地プランの策定・実践は起死回生の絶好のチャンス

集落農場構想は、集落の人々に「集落の農業、農地、集落機能のあり方」を考えるきっかけ作りのため起こしたものであり、今、停滞気味の状況を切り開くには、「人、農地プラン」を活用して、支店長、集落の人々に気付かせる絶好のチャンスであると考えられる。

#### 9) これからの集落農場方式による地域農業振興の進め方は

旧JA安城市管内ですら、集落農場方式（安城方式）が向かない集落が出てきた現状で、全地区統一で実施することは無理があることから、集落農場構想を基本としつつ、それぞれの地区に合った方法で実践する。（担い手集約方式、集落営農方式など）

### III 組合員との架け橋としてのJA職員の人づくりの現状と課題

#### < JA合併から今日までの人材育成の状況と課題 >

##### 1. 基本理念の創設

- ① 私たちJAあいち中央は、「魅力ある地域農業」と「豊かな生活」を提案していきます。
- ② 私たちJAあいち中央は、地域にとけこんだ活動を広げ、心のふれあう「くらしの拠点」でありつづけます。
- ③ 私たちJAあいち中央は、利用者の期待を先取りし、常に「利用満足度NO1」であるJAを目指します。

##### 2. 人事管理システムの導入

- ① 職能資格制度
- ② 人事考課制度
- ③ 教育訓練制度
- ④ 目標面接制度
- ⑤ 自己申告制度
- ⑥ 職能給制度
- ⑦ 再雇用制度
- ⑧ 専任職制度 ほか

##### 3. 職員相互の融和と給与面格差の是正

- 1) 職員研修会を通じた職員交流
- 2) 写真入職員名簿の作成
- 3) 接遇マナーの高位平準化（マナー委員会、マナー研修、マナーブックの作成）
- 4) 給与格差の是正



上位等級の者に対しては手を付けず、下位等級の者の是正を5年計画で行った。

#### 4. 人事交流（人事異動）

1) 支店長交流

2) 渉外外務員

#### 5. 事業合理化

1) 人員の削減（合併当初 正職員985人 現在 正職員725人）

2) 支店再編（合併当初 75支店 現在 29支店）

#### 6. 利用満足度NO1

CS・ES向上運動の展開

#### 7. 課題

1) 旧JA毎で職員研修に対する考え方に温度差があった。

2) 人材育成の方針が明確でなかった。

職員相互の融和、人事管理システム、事業の効率化に重点を置き取り組んできたため人材育成のための明確な方針を示さないまま今日に至ってしまった。

3) 合併後実施してきた支店統廃合は、事業面でのメリットはあったものの、JAの運動面では、支店が遠くなってしまったという組合員の意識変化が起こった結果となった。意識の変化は、距離的に遠くなったというだけではなく、組合員から農協が遠く離れていったという精神的な距離までも遠くしてしまった。

#### 8. これからのJAあいち中央の重点取り組み

組合員と農協の精神的な距離を近づけるため、支店を「地域の拠点」、「心の拠り所」と位置づけ事業を進めることを基本方針とする。

##### 1) 支店は「くらしの拠り所」

・JAまつり ・支店まつり ・支店便りの発行 ・支店運営委員会の充実

##### 2) 重点実施事項

① 農業経営の法人化を進める。（やりがい農業）

② 産直事業を伸ばす。（取扱高33億円を50億円に）（いきがい・たのしみ農業）

③ 人づくり（協同組合理念無くしてJA職員無し）

事業の多様化によってJA職員であるという意識の醸成が遅れている。

「ディサービスで働くという以前に、農業協同組合で働く農協職員であるという意思の醸成を図る。

④ 組織活動の強化で結集力を高める。

合併以降、組合員教育に力が抜けていたのでは？ また、農地の減少→正組合員の減少→総代選出に危惧などの反省から

「組合活動の基本方針」を決定

イ. 正組合員組織の再構築 → 正組合員班

ロ. 支店運営委員会の活性化

ハ. 次世代と女性の組織化

かつての農協女性部に代わる組織として、イキイキレディースを立ち上げおり、



くらしの相談員が支援している。

## <人材育成の基本方針と求められる職員像>

### 1. 取り組み経過

- 1) 平成22年度、人づくりプロジェクト立ち上げ  
(現状把握と課題の整理、取り組み方針の策定)
- 2) 平成23年度より取り組み開始

### 2. JAあいち中央の人材育成の基本方針

協同組合の理念・役割を理解し、常に組合員・利用者目線で考え行動に努め、責任感を持ち、協調のもと目標を達成することができる職員を育成します。

### 3. JAあいち中央で求められる職員

#### ① JAの理念・役割を理解し、事業・活動を実践できる職員

- ・農業協同組合の核であり、かつ、日本の食・環境・生活を守る「農業」の価値・役割を組合員・地域住民に提供できる職員
- ・農業を軸に地域の生活全般にかかる様々なニーズに応える「農とくらしの支援業」として地域社会の発展に貢献できる職員

#### ② JAの各事業を理解し、組合員・利用者のニーズを的確に捉え、総合的に対応できる職員

- ・組合員・利用者に対して、総合農協としての有利性・利便性を提供できる職員

#### ③ 組合員・利用者の立場に立ち、豊かな心で接することのできる職員

- ・社会人としてのマナー・倫理観・豊かな心を備え、組合員・利用者とは接することのできる職員

#### ④ 主体性、協調性、目標意識をもって職務を遂行できる職員

- ・主体的に考え行動でき、職場のチームワークを重視し、職場や自己の目標を達成することができる職員

#### ⑤ 自己啓発によって自らの能力を高めることができる職員

- ・自己啓発の意識を常にもち、知識を深め、自らの能力・専門性を高めることができる職員

### 4. 育成方策

#### <育成方策>

- 1) JAの理念・役割を理解し、事業・活動を実践できる職員を育成する。

#### ① JAの理念・役割を周知する継続的な教育

- 朝礼・各種会議前における倫理検証の唱和（役職員）



朝礼・内部会議等の機械を利用し、所属長が倫理憲章や協同組合原則について解説する。

② 職員に対し地域農業及び農業の価値・役割を理解させる教育

階層別研修会等全職員が参加する機会を利用し、営農部門職員を講師に農業講座を開催

新採用職員を対象に管内農家への農業体験実習を実施

③ 食農・食育活動

J A食農教育プランに基づいて実施される各種活動に対する他部門職員の応援参加（子ども農業体験スクール“あおみっ子”、支店が行う食農活動）

ライン長等職員を対象とした「食の検定資格3級」取得奨励

④ 地域貢献活動を通じてJ Aの使命・責任を理解する取り組み

全職員一体の「農道ごみ拾い」「公共施設清掃」の実施

認知症サポーター講習会への全職員参加

全部署での地域貢献活動の展開（一部署一活動）

介護事業や組織活動、イベント開催スタッフ、町内会活動への参加

2) J Aの各事業を理解し、組合員・利用者のニーズを的確に捉え、総合的に対応できる職員を育成する。

① J A事業を紹介した総合パンフレットの作成（J A事業のご案内）

② J Aあいち中央としての総合紹介制度の構築

③ 職員研修会の実施

各部門職員を相互に講師派遣、職員事業計画説明会で常勤役員が説明・周知

3) 組合員・利用者の立場に立ち、豊かな心で接することのできる職員を育成する。

① マナー向上運動の展開

職場マナーチェック運動の継続実施

② C S向上運動の展開、E S向上運動の展開

C S・E Sプロジェクトの設置

C S・E S活動の展開と進捗管理表による確認と効果の検証

・C S・E Sリーダー、サブリーダー研修の実施

・アクションプランの修正と継続

モデル拠点によるC S・E S活動の展開

モデル店職場視察、活動発表、表彰大会の実施

改善提案制度の導入

4) 主体性、協調性、目標意識をもって職務を遂行できる職員を育成する。

① 人事管理制度の整備

② 階層別研修会の実施

③ 将来のコア人材の育成

計画的なJ A経営マスターコース、J A中央会幹部養成研修会等への派遣  
連合会への出向



5) 自己啓発によって自らの能力を高めることができる職員を育成する。

- ① 自己啓発援助制度の整備
- ② 全職員への通信教育受講の啓蒙

#### IV JAと組合員・利用者・地域を結ぶ取り組み

##### 1. JAと組合員を結ぶ取り組み

- ① 支店運営委員会の設置
- ② 支店座談会の開催（年間上期・下期の2回）（29支店・毎回2,600人）

##### 2. JAと組合員・地域利用者を結ぶ取り組み

- ① JAまつり、農業まつりの開催（各地区）
- ② 支店まつりの開催（全支店）
- ③ 食農食育活動（全支店）
- ④ 年金友の会活動（全支店）

##### 3. 女性組織

- ① イキイキレディース（女性部活動）
- ② みのりの会（お年寄り支援）  
・ふれあい広場

##### 4. 活動支援

- ① 人的支援（くらしの相談員、ふれあい担当者）
  - ◆くらしの相談員（ブロック単位に配置）  
・食育活動 ・趣味の会活動 ・家の光活用活動 ・イキイキレディース活動
  - ◆ふれあい担当（支店ごとに配置）  
・くらしの相談員補助

##### ② 資金的支援

組織育成費の予算化・・・65百万円（平成23年度・29支店執行額）

##### 5. 農業後継者確保対策

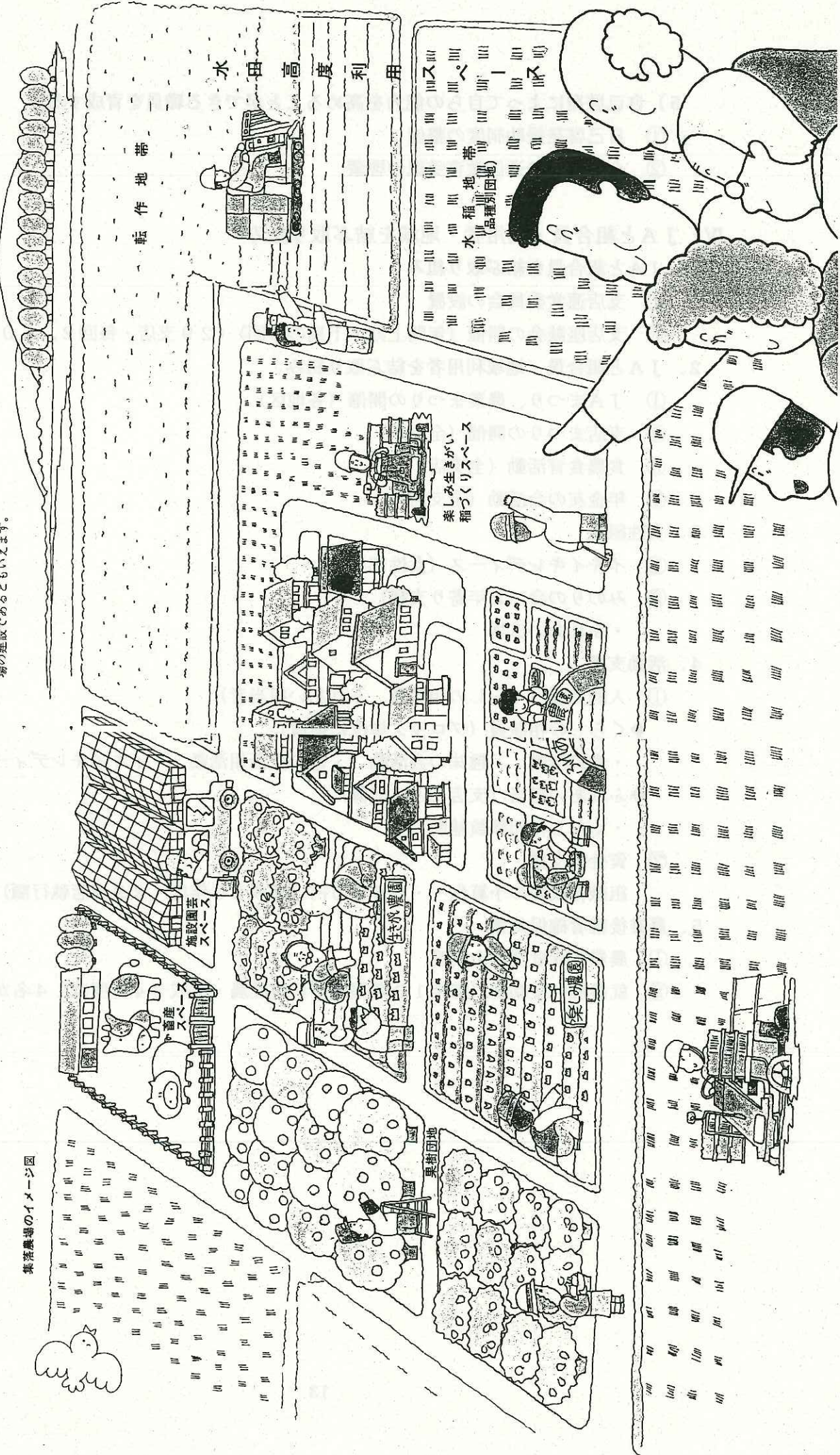
- ① 農業後継者奨学金制度
- ② 就農祝い金制度（毎年10名程度が新規就農・平成24年度は14名が就農）



<集落農場推進の手引きより抜粋>

今、安城農業は新しい局面を迎えているといえます。しかし、こうした局面への対応は、個々の農家では難しいものがあり、農家どうしの協力が解決のカギです。  
 ここで、その協力の範囲ですが、それぞれに歴史と特徴を持つ集落を単位とするのが、最も適切と考えられます。農家個々の要望を満たし、集落としていかに農地の有効活用を図っていくか、そしていかに調いある生活を築いていくかが集落農場の基本です。  
 そのためには、農地の所有と利用とを分離して、集落全体として考え、その利用方法をみんなんで決めていくという考え方が必要です。ですから、集落での話し合いが前提であり、いかなれば将来における集落の農業と生活をどうするか、むらぐるみで考え実践していくことが、集落農場の建設であるといえます。

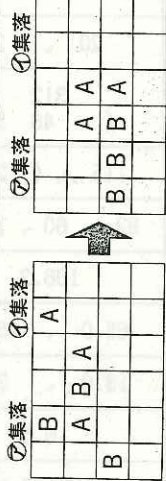
集落農場のイメージ図





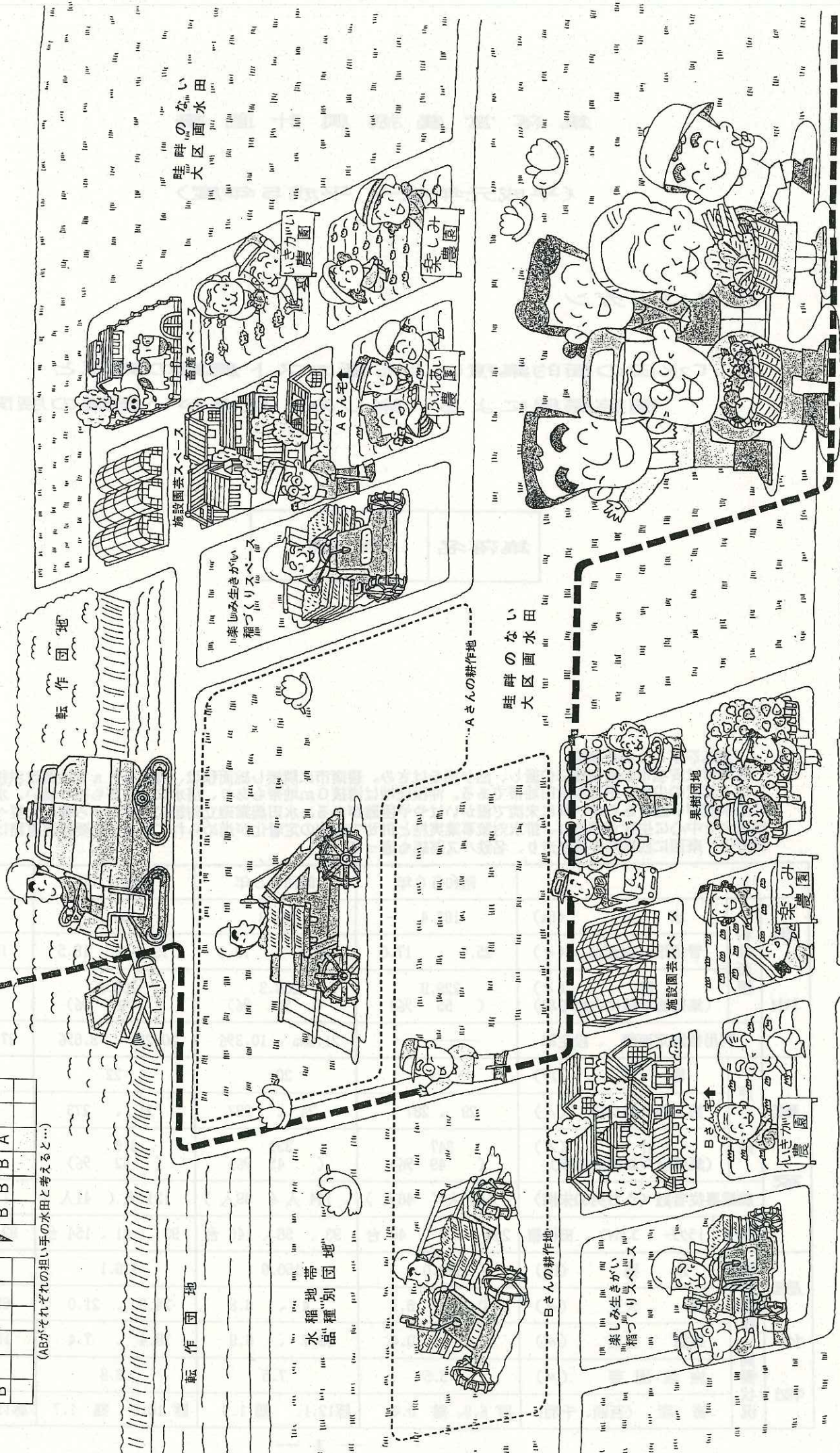
# ＜第2次集落農場の手引きより抜粋＞

## 広域的調整のイメージ図



### ＜広域的調整の取り組み＞

このような広域的な調整を検討していくには、それぞれの範囲での調整のための話し合い・モデル地域の設定などの進め方が考えられます。いずれにしても各集落の実情に合わせた場合、具体的にどうい内容でどのような取り組みがあるのかということについては、多くの検討が必要ですが、しかし、このような「広域的な調整」が、新たな局面を迎えたいなかでの今後の大きな課題と考え、これからの取り組みのひとつとして、ここに提案します。





# 集落営農振興計画書

(平成元年度～平成5年度)

スローガン

「水田の面的集積による低コスト農業の実現と  
園芸振興による、楽しみ、生きがい農業の展開」

集落名	東端
-----	----

## 1. 集落の概要

東端町は安城市の南西部に位置し、油ヶ淵をはさみ、碧南市に隣接し総面積は、412haで地質は洪積台地と沖積底地からなる起伏の少ない平坦な水田地帯である。沖積底地は海拔0m地帯もあり、湛水による害も被り易い。水利は明治用水と荒井用水灌がい区であるが、共に末流で灌がいはやや困難がある。水田農業確立対策による米から麦、大豆への転換について営農組合を中心に生産が図られ、排水対策事業実施と併せて転作の定着化が進められている。主要幹線道路は、集落中央に安城碧南線、東西に西尾知多線が走り、名鉄バス路線も通っている。

		昭和50年	昭和55年	昭和60年	現況	
農地	耕地面積	水田 (ha)	187.4	168.9	163.2	162.0
		普通畑、樹園地 (〃)	25.4、17.0	20.2、19.1	19.0、18.5	19.0、18.0
		計 (〃) (集落総面積に占める率)	229.9 (55%)	208.3 (50%)	200.8 (48%)	199.0 (48%)
	利用権設定面積、設定率		—	21.6ha、10.3%	20.2ha、8.6%	27.8ha、12.0%
農家	戸数	専業 (戸)	21	20	22	22
		第1種、第2種 (〃)	29、287	24、287	21、273	20、270
		計 (〃) (集落全戸に占める率)	347 (49%)	331 (45%)	316 (42%)	312 (46%)
	農業専従者数(うち男60未満)		149人(46人)	144人(39人)	121人(41人)	115人(27人)
	保有	トラクター、コンバイン、田植機	266、6、40台	93、56、146台	99、61、154台	92、60、154台
農作物	栽培面積・飼養状況	水稲 (ha)	170.0	150.6	116.1	106.2
		麦、大豆 (〃)	0.2、6.1	1.4、6.8	24.8、21.0	65.0、45.0
		果樹、野菜 (〃)	16.8、10.4	18.7、6.9	18.4、7.4	18.0、7.4
		施設園芸 (〃)	5.5	7.5	6.8	6.5
		畜産 (百頭、千羽)	豚6.9、鶏0.4	豚12.1、鶏1.9	豚16.9、鶏1.7	豚11.5、鶏0.9、牛0.13



## 2. 集落営農の現状と課題

(1) 農地の利用調整と有効利用について		
項目	現 状	課 題 (問題点)
ア. 耕地の利用状況 水田利用率、 畑利用状況など	1. 水田利用率= 131.4% 遊休農地はほとんどない。 2. 畑の利用はぶどうが10ha、残りは自家 野菜となっている。	1. 水田利用率がまだ低く、畑については販売で きる野菜の生産が望まれる。
イ. 団地化の状況 転作、水稲、 園芸 など	1. 転作については、91.4%が団地設定に よる。 2. 水稲については、コシヒカリの団地が36 .1ha。	1. 品種構成の適正化のためコシヒカリ団地の拡 大、葵の風の団地設定。 2. 低コスト化などのため、キュウリ、イチジク 等の団地化をすすめる必要がある。
ウ. 経営・作業 受委託の状況 利用権設定率、 作業委託面積など	1. 利用権の設定は、大半が農用地利用増進事 業により、設定率は17%となっている。 2. 作業委託は、水田作において営農組合を中 心に行われている。	1. 機械の過剰投資を防ぐため農作業の受委託を すすめる必要がある。
エ. 輪作体系 水田など	1. 転作については、麦、大豆によるブロック ローテーション方式がとられている。 ◎3~4年ローテーション ◎バラ転	1. 3年ローテーションを定着させるため、低地 への転作拡大をはからなければならない。

- 2 -

(2) 土地利用型農業の育成について		
項目	現 状	課 題 (問題点)
ア. 担い手農家の 状況 戸数、「受け皿」 能力、協業化・ 共同化など	1. 11名の営農組合員により水稲106ha 麦65ha、大豆45haの作付けがなさ れている。 2. 受託の許容量は大きく、農地の流動化が加 速しても心配はない。	1. 農業機械、施設の経済性を考えると、協業化 共同化が重要となっている。 2. 担い手の経営面積が少なく規模拡大が必要で ある。
イ. 水田の面的集積 の状況	1. 経営耕地が分散している。 2. 集落外からの入作が6%となっている。	1. 作業効率向上のため、集落での利用調整が必 要となっている。 2. 相続税の納税猶予農地が多い。
ウ. 栽培技術関係 低コスト化、 土づくりなど	1. 土づくりが不十分で、生産の安定性に欠け る。 2. 低農薬栽培の要望。	1. 有機物、土壌改良剤の投入、深耕による土づ くり。 2. 減農薬栽培の推進。
エ. 転作の状況 作付作物など	1. 大半が麦—大豆体系。 キュウリ、イチジクの固定転作も多い。	1. 土地の有効利用のため、麦、大豆体系の確立 2. 所得増加を図るため、新規作物の必要性。

- 3 -



（３）特産物のブランド化について		
項目	現 状	課 題（問題点）
ア. 果 樹 作付状況、 中核農家、 組織など	◎イチジク…栽培面積4.3ha、栽培農家32戸 ◎キウイ … // 0.5ha、 // 8戸 ◎ぶどう … // 10.9ha、 // 89戸 ◎ナシ … // 0.6ha、 // 5戸 それぞれ生産部会がある。主婦・高齢者を主体とした兼業が多い。	1. 産地力強化のため、現行栽培農家の規模拡大 2. // 、新規栽培者の確保。 3. 主婦・高齢者を中心とした「楽しみ、生きがい」農業の展開。
イ. 施設園芸 作付状況、 中核農家、 組織など	◎施設キュウリ…栽培面積5.6ha、栽培農家…18戸 ◎施設花き… // 0.07ha、 // …3戸 それぞれ生産部会がある。 専業農家を中心としている。	1. 雇用導入による規模拡大。 2. 産地規模形成のため、新規栽培者の確保。 3. ぼ場提供のための農地の利用調整。
ウ. 露地野菜 作付状況、 中核農家、 組織など	◎大半の農家が10a未満の農地において、自家消費用として栽培している。	1. 収入に結びつく、生産者、消費者との提携による野菜販売を求められている。
エ. 畜 産 作付状況、 中核農家、 組織など	◎乳牛…1戸、13頭 肉用牛…1戸、4頭 ◎養豚…3戸 ◎採卵鶏…1戸 90羽 乳牛、養豚は専業的経営となっている。	1. 土づくりのため、園芸、耕種農家との補完。 2. 環境問題があり、効率的な糞尿処理が求められている。

— 4 —

（４）地域複合農業の確立について		
項目	現 状	課 題（問題点）
ア. 部門間の 相互補完 畜産堆肥の活用、 稲ワラ活用など	1. 畜産堆肥の大半は、園芸農家等へ還元されている。 2. 稲ワラは、果樹、園芸農家等へ還元されている。	1. 部門間の補完関係をより一層強化する必要がある。
イ. 労働力の補完 兼業から専業への 労働提供など 組織など	1. 主に施設園芸農家において、集落の婦人等の雇用がある。	1. 専業農家の規模拡大と兼業農家の就業機会拡大のための労働力需要供給の斡旋。
（５）地域活性化について		
項目	現 状	課 題（問題点）
ア. 都市化・混住化 の状況	1. 市街化区域がなく、農家の分家が戸数を伸ばしている程度。若干の編入者がある。	1. 農業者と地域住民との接点が少なく、協調が求められている。
イ. 集落文化	1. 各種祭りが催され、郷土芸能（神楽）が傳承されている。	1. 集落の活性化のため、祭り等イベントの実施

— 5 —



項目	現 状	課 題 (問題点)
ウ. 地域 コミュニティ	◎農村公園 1ヶ所	地域コミュニティのため農業を通じての場づくり

### 3. 集落営農の目標と方策

#### (1) 専業農家・兼業農家に対する方向づけ

##### 1. 専業農家に対して 「生き残り農業の確立」

農畜産物の自由化に負けない生き残り農業確立のため、経営規模拡大を促進し、後継者の育つ農業経営への誘導。

##### 2. 兼業農家に対して 「楽しみ、生きがい農業の展開」

水稲作における、機械の過剰投資をさけるため、水田作については経営・作業委託をすすめる、他作物への転換を基本とする。転換作物として、イチジク等を推進し、婦人・高齢者中心に仲間づくりと産地づくりによる「楽しみ、生きがい農業」の展開を図る。

#### (2) 土地利用に対する基本的な考え方

水田作については、低コスト農業実現のため、農地の利用調整による担い手への面的集積をすすめる。また兼業農家によるイチジク等の栽培については、共同防除等を前提に、団地化を促進する。



(3) 項目別 目標と方策

項目	目標 (平成5年度)	方策 (なにを、だれが、いつ、どのように)
1. 水田の面的集積	1. 委託農地の100%を利用調整による再配分とする。  2. スパン毎の畦畔除去を50%達成	1. 農地保有合理化促進事業により、農用地利用改善組合を中心に、集落的合意のもとに、委託農地の再配分を図る。 ◎平成2年度…利用権設定の新規、更新のみ。 ◎平成3年度…契約期間中の利用権も移転手続きにより全て利用調整の再配分にかける 2. 平成2年度…ほ場整備事業の進行に並行し、集落での除去可能なほ場の洗い出し。 平成3～5年度…地主、耕作者を対象に推進し50%達成を図る。
2. 水稻品種の団地化	1. コシヒカリ団地…60ha設定	1. 平成2年度 …52.5ha 平成3～5年… 60ha
3. イチジクの団地化	1. 1ha規模の団地…2ヶ所	兼業農家の主婦を対象に、農地保有合理化促進事業により、農地をまとめ団地造成を図る。 平成3年度…ほ場整備事業振興に平行して、団地候補地設定。 平成4～5年度…栽培者へ推進、2団地造成。

項目	目標 (平成5年度)	方策 (なにを、だれが、いつ、どのように)
4. コミュニティ農場	ふれあい農園の設置…1ヶ所	平成3～5年度 1. ほ場整備事業進行に並行し、設置場所の選定 2. 子供会等への呼びかけ、栽培作物等の相談。 3. ふれあい農園の設置、運営。



(4) 集落営農の推進体制

